

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 247 回

あっという間に平成 24 年も一月過ぎました。

今年の皆様の始めはいかがですか？

早くも、企業の好悪が鮮明になってきましたね。

- 円高、タイ洪水の悪影響で悪決算が ー 黒業界、ソニー、パナソニック等の電気業界
- 逆に復興需要、厳冬で好景気な ー 衣料品専門店、暖房器具販売業者
- 円高で逆に追い風 ー 商社等の資源事業

まさに、環境の変化は事業に大きな影響を及ぼしていますし、どんな事業戦略をとっているかによって、同じ業界でも、業績は大きく変わります。

経営環境が激変する今日、企業が生き残るためには変化への適応力が欠かせません。

そのためには、

- ・変化が起こるシナリオを作成
- ・それに対する戦略
- ・ライバルより早く変化を読み取れる体制 ー 作ることを

すなわち

- ・金融の変化（金利率、為替レート）
- ・技術の変化（あなたの分野の技術革新）
- ・人口変化
- ・海外の政変の変化 ー 等を具体的に読んでいく

さらに、そのため

人脈を広げる、あなたの会社の現場の従業員の情報入手力を養う
勉強をする
が絶対必要ですね

↓
日頃から備えあれば憂いなし、ですね。

前田の《今人生を語る》第 152 回

めざめよ日本人[㊦]

民主党政権になって以来、日本に「外交」と呼べるものはない。各大臣が皆素人ばかりだ。外交が選挙用のパフォーマンスの場になってしまっている。まさに害交だ。

中国、朝鮮、韓国、アメリカ等からバカにされているばかりだ。

今の日本はバランスオブパワー（勢力の均衡）を持たなければ、20 年後には日本人は生きていけなくなる。

やはり「自主防衛能力を確立して」かからないと負けだ。

皆さん、真剣に考えましょう！！勉強しましょう！！

200%定率法の導入に伴う経過措置について

竹尾 元宏

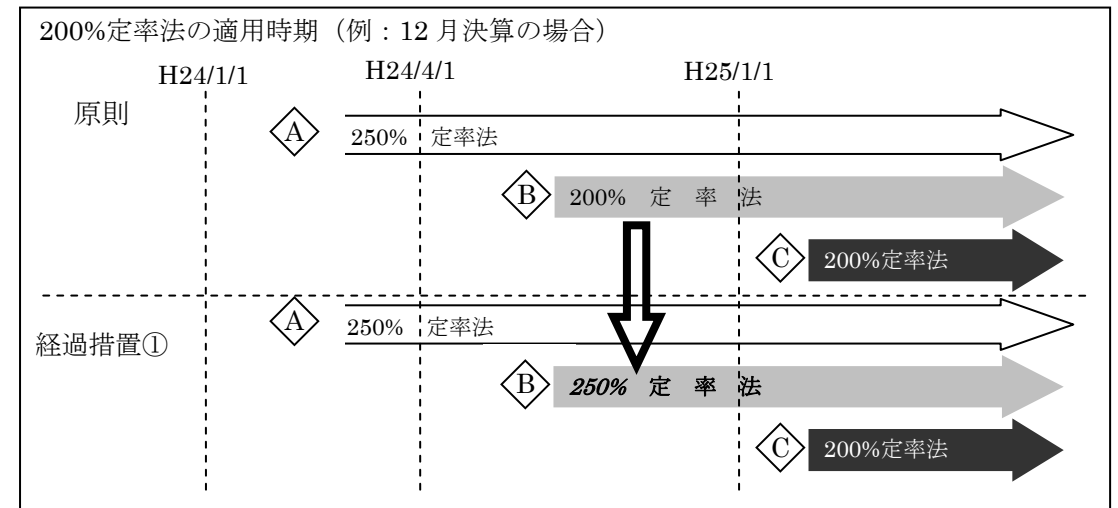
○概要

平成 23 年 12 月改正で正式に施行されることとなる減価償却制度（定率法の償却率が定額法の 250%から 200%に縮減）は、平成 24 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から適用されます。この 200%定率法についての経過措置の詳細が 1 月 25 日の改正耐用年数奨励の公表で明らかになりました。

この内容についてお知らせいたします。

○経過措置①：事業年度経過措置

200%定率法は原則、24 年 4 月 1 日以後取得分から適用されますが、当該経過措置を適用すれば、3 月決算法人以外の場合、200%定率法適用開始日と事業年度開始日を一致させることができます。なお、当該経過措置について届出等の適用要件はありません。



たとえば、上図のように 12 月決算法人が資産 A を 24 年 2 月、B を 24 年 6 月、C を 25 年 1 月に取得するとします。原則であれば B は 200%定率法適用となります。しかし、経過措置を適用すれば、B も 250%定率法を適用することができ、25 年度から 200%定率法の適用（C のみの適用）と対応しやすくなります。

○経過措置②：当初年数償却終了措置

250%定率法適用資産について、24 年 4 月 1 日以後開始事業年から 200%定率法を適用しても、その資産にかかる法定耐用年数の期間で償却が終了、つまり備忘価額 1 円まで償却できるという措置です。当該経過措置を適用するには、税務署への届出が必要です。

200%定率法を適用するだけの場合、届出の必要はありません。しかし、届出をせずに 250%定率法の償却資産に 200%定率法の償却率を適用すると、法定耐用年数よりも償却期間が長くなる可能性があります。そこで、200%定率法に変更した場合には両者を一致させるために届出が必要となります。